

栽培漁業センター海水揚水ポンプ４－２号分解整備業務仕様書

- 1 業務名 栽培漁業センター海水揚水ポンプ４－２号分解整備業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所 東伯郡湯梨浜町石脇１１６６番地（鳥取県栽培漁業センター構内）
- 3 業務期間 契約日から令和８年３月１０日（火）まで
- 4 業務内容 栽培漁業センターにおける円滑な海水量の確保を図るため、井戸海水ポンプ４－２号の点検整備・消耗品交換を行い、機器の能力維持を図るもの。
（詳細は、内訳資料のとおり）

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 秘密の保持

- （１）受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- （２）受注者は、本業務に従事する者並びに７の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、（１）の規定を遵守させなければならない。
- （３）発注者は、受注者が（１）及び（２）の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- （４）（１）から（３）までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 再委託の禁止

- （１）受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- （２）発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の５０パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- （３）受注者は、（１）の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければ

ならない。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から20日以内に次のとおり事業完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- (1) 提出部数 2部
- (2) 添付書類 作業実施内容及び成果、写真（作業着工前後、施工状況、材料検収）

10 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、9の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、9の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

- (1) 本業務の着手に当たっては、事前に発注者と協議するものとする。
- (2) 仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は協議の上決定する。